

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、
院大谷整形外科医
院長谷歯科医院
院倉吉市山根五三三
院八頭郡智頭町大字智頭一八六
院福羅医院
院鳥取市正蓮寺字駿崎四二一
院鳥取市永楽温泉四丁目七〇三
院イヌイ調剤薬局
院鳥取市吉成二〇六一
院大覺寺クリニツ
院入江内科医院
院内科小兒科山脇
院薬局(コクミン)
院稻村歯科医院
院扇町中村歯科医
院未広温泉中村歯
科医院
局有限会社津ノ井
局鳥取市津ノ井二五七一〇
日平成元年四月二十六日

目 次

◆告示 保険医療機関等の指定（保険課）

保険薬剤師の登録（〃）

鳥取県告示第五百五十二号
健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

平成元年五月六日

鳥取県知事 西尾邑 次

鳥取県告示第五百五十三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

平成元年五月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
田中 まや子	鳥薬第六九二号	平成元年四月十三日
三田 正之	鳥薬第六九三号	〃